

京都市告示第 326 号

京都市歴史資料館条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市歴史資料館を臨時に休館します。

平成16年10月22日

京都市長 榊 本 頼 兼

臨時に休館する日 平成16年11月2日（火）及び4日（木）

（歴史資料館）